

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(案) 概要

(特別委員会 中間報告書骨子(案)第2部第2章「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」
第2部第3章「モバイル市場の競争環境の確保の在り方」)

2019年4月9日

モバイル市場の競争環境に関する研究会

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(案)について

概 要

情報通信を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できる環境整備に向け、①利用者料金その他の提供条件と②事業者間の競争条件の両面から、取り組むべき事項を取りまとめ。

構 成

「利用者料金その他の提供条件」に関する事項

- ・シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現
- ・販売代理店の業務の適正性の確保
- ・利用者の理解促進
 - ・中古端末の国内流通の促進
- ・広告の適正化
 - ・利用者料金等のモニタリング

緊急提言

「事業者間の競争条件」に関する事項

- ・接続料算定の適正性・透明性の向上
- ・ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証
- ・音声卸料金の適正性の確保
- ・第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用
- ・セルラーLPWAの提供
- ・MNOによるネットワーク提供に
係るインセンティブ付与

モバイル市場の
競争環境の適正化

議論の経緯

第1回会合 (10/10)	第2回会合 (10/18)	第3回会合 (11/14)	第4回会合※ (11/26)	第5回会合 (12/26)	第6回会合※ (1/17)	第7回会合 (1/22)	第8回会合 (2/1)	第9回会合 (2/22)	第10回会合 (3/14)
事務局説明 ヒアリング①	ヒアリング②	ヒアリング③	緊急提言(案)	ヒアリング④	緊急提言	討議①	討議②	中間報告書骨子 (案)	中間報告書(案)

※ 第4回及び第6回は「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG」と合同開催

※ 橙字は「利用者料金その他の提供条件」に関する事項、緑字は「事業者間の競争条件」に関する事項、黒字は双方に関する事項

中間報告書(案)の全体概要

「利用者料金その他の提供条件」に関する事項

緊急提言に盛り込まれた事項

① シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現
通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた期間拘束の是正

② 販売代理店の業務の適正性の確保

販売代理店への届出制の導入等

→ 電気通信事業法改正案

③ 利用者の理解促進

改正法の施行にあわせ、拘束期間における支払総額の目安の提示が行われるよう、消費者保護ガイドラインを改正

④ 広告の適正化

消費者の誤認を招くような店頭広告表示とならないよう携帯電話事業者の自主チェックを強化するともに、電気通信サービス向上推進協議会において自主基準等の見直しを検討

⑤ 中古端末の国内流通の促進

リユースモバイル関連ガイドライン検討会で端末内の利用者情報の消去など中古端末の適正な取扱いのための民間ガイドラインを作成
(注:3/8公表)

⑥ 利用者料金等のモニタリング

携帯電話事業者の取組や料金その他の提供条件等のモニタリングを、2019年度に試行的に実施、2020年度から本格的に実施

「事業者間の競争条件」に関する事項

① 接続料算定の適正性・透明性の向上

2019年度に届出される接続料から、「将来原価方式による算定を実施(制度整備のため、有識者による検討を開始)

2018年度末に届出される接続料から、審議会へインカメラでの算定根拠の報告を実施

② ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証

MNOのサブブランドやグループ内MVNOとの同等性の確保のため、接続料等と利用者料金との比較検証の実施に向け、検証範囲や方法等について詳細な検討を早急に準備

③ 音声卸料金の適正性の確保

音声卸料金の水準の適正性を確認するため、音声卸料金と実質的な利用者料金との比較検証を実施

④ セルラーLPWAの提供

MVNOによるセルラーLPWAサービスの提供を確保する方策について、中間取りまとめ後、引き続き検討

⑤ MNOによるネットワーク提供に係るインセンティブ付与

周波数割当てに係る審査、電波の利用状況調査において、ネットワークが多様かつ多数の者に対して提供されたか等評価

⑥ 第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用

全国BWA事業者(UQ, WCP)の設備を速やかに指定することにより、当該事業者のネットワークの提供条件を適正化

今後検討する事項

5Gの進展、eSIMの普及等が見込まれる中で、将来生じることが想定される課題について、中間取りまとめ後、検討を深める

(参考)「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」(概要)①

～シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現～

最低限の基本的なルールとして電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を検討・実施

通信料金と端末代金の完全分離

行き過ぎた期間拘束

主な問題点

- 購入する端末によって通信料金が異なり不公平。
- 割引等を受けるために**通信役務の継続利用が求められる**場合があり、利用者を過度に拘束。
- 端末買換えサポートプログラム(**4年縛り**)は、通信役務の継続を条件とし、**利用者を囲い込み**。

- 期間拘束なしの料金プランが**実質的な選択肢**となっていない。
- 違約金の算定根拠が不明。
- 期間拘束の自動更新により、スイッチングコストが上昇。

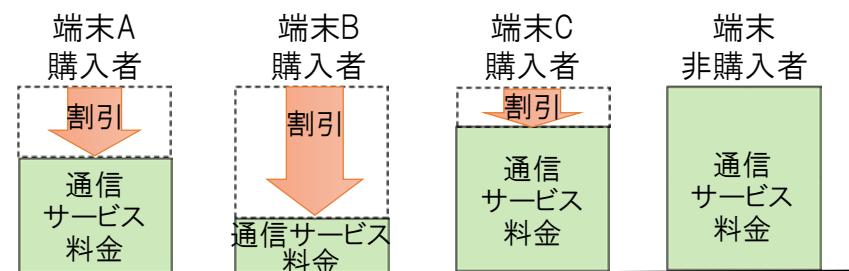
主な提言

- 端末購入を条件とする通信料金の割引を廃止。
- 通信役務の一定期間の継続利用を条件とする端末代金の割引の見直し。
- 端末買換えサポートプログラム(**4年縛り**)について抜本的に見直し(通信契約とのひも付けを禁止)。

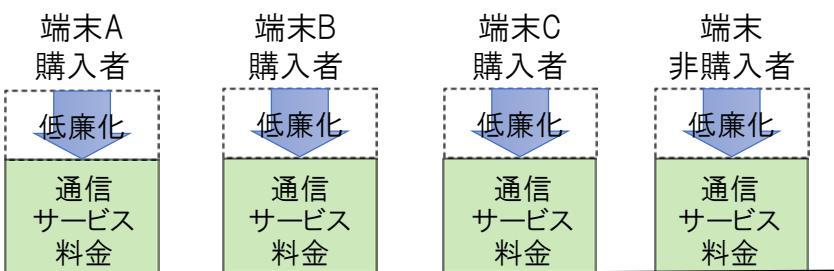
- 期間拘束なしの料金プランについて、合理的理由なく著しく劣る提供条件の設定を禁止。
- 合理的根拠のない著しく高額な違約金を禁止。
- 自動更新の有無により料金等に差を設けることを禁止。

<想定される料金プランの見直しイメージ>

現 状



見直し後



※このほか、過度に複雑な料金プランや合理性を欠く料金プランについても見直しを求める。

(参考)「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」(概要)②

～販売代理店の業務の適正性の確保～

販売代理店の業務の適正性の確保に向け、電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を実施

主な問題点

- 通信サービスに係る苦情・相談が依然として多いが、販売代理店への指導は一義的には通信事業者に委ねられ、行政の現状把握が不十分。
- 二次、三次販売代理店等の存在も含め、通信事業者による指導が十分に行き届かず。
- 通信事業者・販売代理店による**利用者に誤認を与える勧誘**のほか、販売代理店における**独自の過度な端末購入補助等**の不適切な業務は、**業務改善命令の対象外**。

現 状

通信サービスの提供条件の説明義務

代理店を直接把握する手段なし
(通信事業者を通じて把握)

利用者に誤認を与える勧誘への規律なし

端末の販売等に係る処分権限なし

主な提言

- 行政が販売代理店の存在を直接把握できるよう届出制度を導入。
- 通信事業者・販売代理店による、利用者に誤解を与える**不適切な勧誘行為**(社名や勧誘目的の不明示等)を禁止。
- 販売代理店の**不適切な業務実態**(独自の過度な端末購入補助等)について**業務改善命令の規律**を導入。

見直し後

通信サービスの提供条件の説明義務

代理店の届出制を導入

利用者に誤解を与える不適切な勧誘行為を禁止

通信サービスの提供を前提条件とする
端末の販売等について、
業務改善命令等の規律を導入

參考資料

モバイル市場の競争環境に関する研究会

概 要

- 情報通信を取り巻く環境の変化を踏まえ、利用者利益の向上が図られるよう、モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行う。

構成員等

(敬称略)

(座長) 新美 育文 弁護士(元 明治大学 法学部 教授)

(座長代理) 相田 仁 東京大学大学院 工学系研究科 教授

大谷 和子 株式会社日本総合研究所 法務部長

大橋 弘 東京大学大学院 経済学研究科 教授

北 俊一 株式会社野村総合研究所 パートナー

佐藤 治正 甲南大学 マネジメント創造学部 教授

関口 博正 神奈川大学 経営学部 教授

長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク

西村 暢史 中央大学 法学部 教授

西村 真由美 公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT研究会代表

(オブザーバ) 公正取引委員会、消費者庁

主な検討課題

- (1)事業者間の競争条件について
- (2)利用者料金その他の提供条件について
- (3)その他

利用者の理解促進(支払総額の目安の提示)

- 期間拘束のある契約について、利用者が拘束期間全体に渡る負担の総額を正確に理解し、比較検討できるようにするため、携帯電話事業者においては、単月の支払額のみでなく、拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安を併せて示すことが適当(改正法施行時目途)。
- 総務省においては、消費者保護ガイドラインの改正を含め、速やかに必要な措置を講ずることが適当。

拘束期間における支払総額の目安の提示のイメージ

以下の条件で2年間の期間拘束契約を締結した場合を想定

- 通信料金 (4,480円/月)
- 1年間割引 (通信料金から1年間1,000円/月割引)
- 学割 (通信料金から3か月間1,980円/月割引)
- 端末代金 (総額：72,000円、24回割賦払い3,000円/月)

Webシミュレーション結果における支払総額表示

<現状のWebシミュレーション結果画面(例)>



- ✓ 他社から乗りかえ
- ✓ 端末○○
- ✓ 1年間割引
- ✓ 学割

(お支払い金額)

1~3か月目 4,500円/月

4~12か月目 6,480円/月

13か月目以降 7,480円/月

支払額が期間によって異なる
月ごとの支払額を提示するのみ
では、拘束期間全体での
支払額を把握困難

支払総額の追記

2年間総額：164,580円

(内訳)

- 通信料金総額：107,520円
(割引総額：▲17,940円)
- 端末代金総額：72,000円
- その他手数料等：3,000円

契約時の説明資料における支払総額表示

<現状の説明資料における支払額イメージ(例)>



広告の適正化

- 販売代理店の店頭広告、テレビCMやWeb広告などにおいて、一部の利用者にしか適用されない安価な料金プラン(条件付最安値)を強調した広告が行われている。特に、携帯電話の販売代理店の店頭においては、「端末実質0円」や高額のキャッシュバック等を訴求する広告表示がみられる。
- 携帯電話事業者による店頭掲示物等の自主的なチェックや、業界団体による自主基準の改訂の検討等が行われる予定であり、その実施状況を注視することが適當。

携帯電話事業者による取組

①事前チェック(2018年12月から実施済)

- 店頭掲示物:原則として**携帯電話事業者の指定する様式に限定する**(指定外の広告については、事前チェックを徹底)。
- 販売代理店のSNS広告:端末売価訴求及び還元訴求を禁止する等事前のルールを定める。

②事後チェック(2019年度上期中に実施)

- 店頭掲示物及びチラシ:電気通信事業者による**自主的な調査**を行い、不適切事例のは正及び再発防止を図る。
- その結果について、**業界団体**(電気通信サービス向上推進協議会を想定)へ報告する。

業界団体(電気通信サービス向上推進協議会)による取組

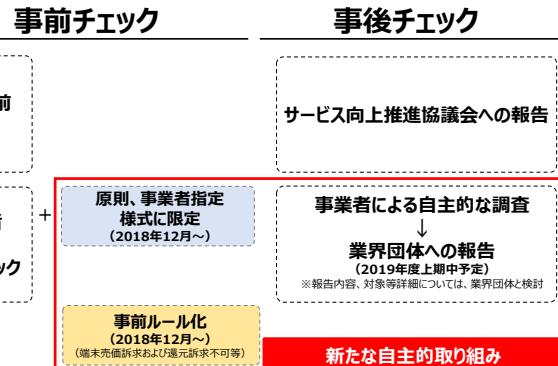
①広告チェック体制への消費者モニターの導入(2019年8月から実施)

- 全国向けテレビ広告及び新聞広告の事後審査に消費者目線を取り入れる体制を整備する。

②次の課題に関し、自主基準等の改訂の要否を検討(2019年6月までに検討、2019年中に改訂)

- 店頭掲示物:キャッシュバック等に関する注記の在り方等。
- テレビCM等の条件付最安値表示:料金の安さの強調による制約条件の分かりづらさ等。
- ウェブ広告:強調表示と注釈表示との近接性等。

③携帯電話事業者による店頭広告に関する事後チェックの取組結果の報告を受け、外部から監査する。



新設(案)

広告表示特別検討部会；仮称（消費者モニター）

料金系広告に特化
消費者目線でCMをチェック

広告表示検討部会（予備審査）

消費者団体、電気通信4団体、JARO、総務省（オガザーバー）

広告表示アドバイザリー委員会（本審査）

有識者、弁護士、消費者団体代表、JARO、総務省（オガザーバー）

事業者に対して、
広告表示自主基準・ガイドラインに照らした検討結果を送付

問題がある場合は改善を要請

協議会Webサイトで事業者名を伏せて検討結果を公開

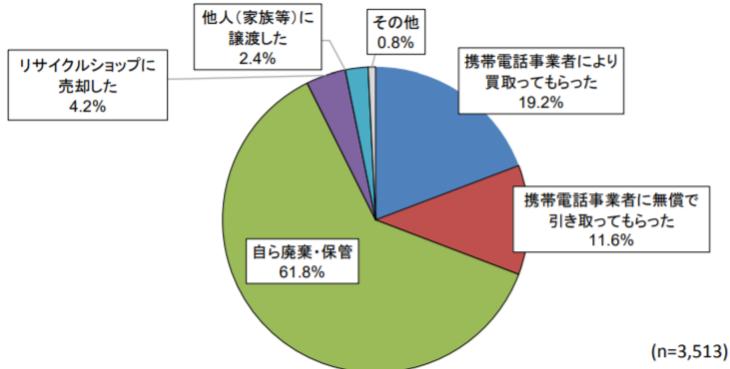
中古端末の国内流通の促進

- 通信料金と端末代金の完全分離や中古端末のSIMロック解除開始(2019年9月) (※)を受け、中古端末の流通促進が期待。
- 利用者が安心して中古端末を売買できるよう、**関係事業者における自主的なガイドライン**(2019年3月8日策定)に沿った対応やその継続的な見直し、ガイドラインの遵守を担保する仕組みの検討を進めることが期待。

現状

- 使い終えた古い端末について、利用者は
 - 61.8%が廃棄又は自ら保管
 - 30.8%が携帯電話事業者の買取り又は無償での引取りを利用
 - 6.6%がリサイクルショップ等に譲渡
- 国内での供給量は少ないと指摘

【図表VI-13】利用していた端末の処分方法



出典：総務省電気通信事業分野における市場検証(2017年度)年次レポート

今後

通信料金と端末代金の完全分離

中古端末のSIMロック解除

携帯電話事業者において
必要な体制の検討・準備

ニーズに応じた選択
端末の選択肢の多様化

中古端末の流通促進

2019/3/8策定

関係事業者における「リユースモバイルガイドライン」に沿った対応等
→利用者が安心して中古端末を売買できる環境整備

- 中古端末関連事業者(※)が2018年7月から検討。
- 以下について基本的な考え方及び留意すべき事項を自主基準として策定。
 - 端末内の利用者情報の処理
 - 端末の格付基準
 - 関連法令の遵守等
- 今後、ガイドラインを遵守する事業者の認定の仕組みを検討。

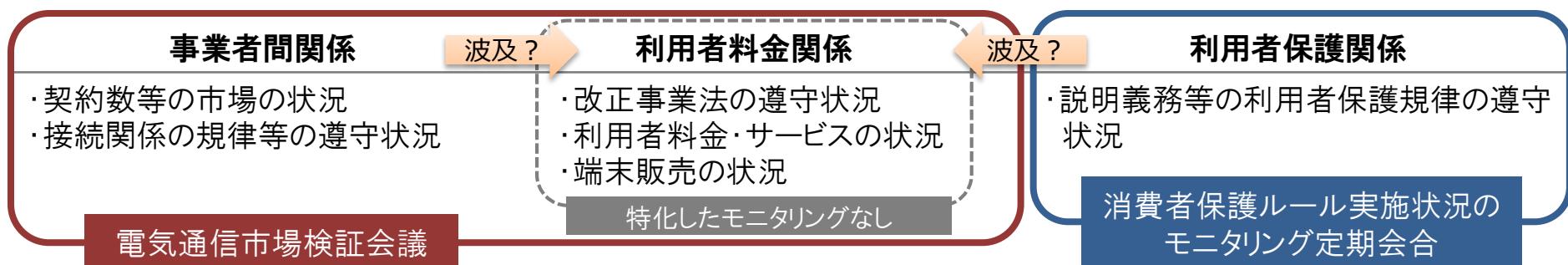
※ リユースモバイル・ジャパン(RMJ)及び携帯端末登録修理協議会(MRR)加盟有志企業から成る「リユースモバイル関連ガイドライン検討会」

利用者料金等のモニタリング

- 更なる取組の必要性や方向性についての検討の前提として、専門家の意見を交えて、利用者料金等の状況を総合的かつ継続的に把握・分析するモニタリング体制を整えることが適当（2019年度から試行的に実施、2020年度から本格実施）。

現状

- 利用者料金・提供条件の状況や総務省の取組や事業者の取組による効果に特化した定期的なモニタリングは行われていない。



- 今後、モバイル市場は大きく変わることが見込まれる（電気通信事業法の改正、それを踏まえた携帯電話事業者各社の料金プラン・端末販売方法の見直し、MNOの新規参入）。

今後

- 更なる取組の必要性や方向性についての検討の前提として、利用者料金等の状況の把握・分析が有用。
- 個別の政策課題を議論する場とは別に、専門家の意見を交えて、携帯電話事業者の取組や料金その他の提供条件の状況、各種規律の遵守状況、モバイル市場の状況、利用者の認識、総務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析するモニタリング体制を整えることが適当（2019年度から試行的に実施、2020年度から本格実施）。

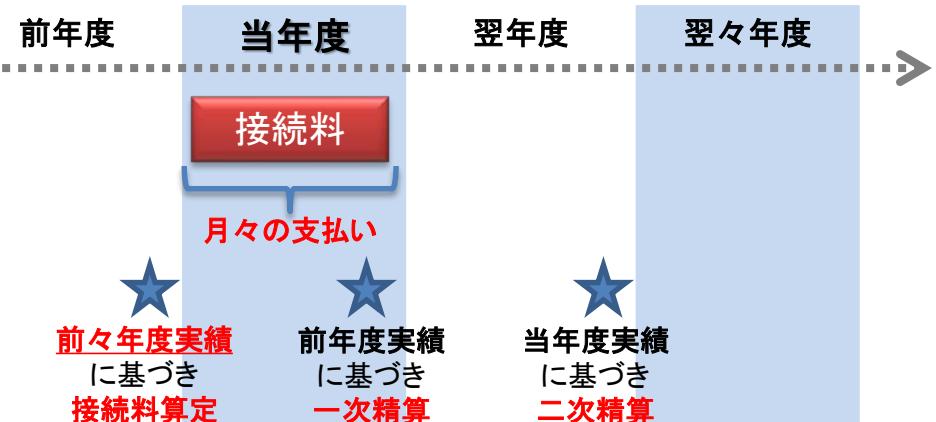
接続料算定の適正性・透明性の向上

- 現在、MVNOがMNOに支払う接続料(ネットワークの利用料)は、**過去の実績(原価、需要等)**に基づく「**実績原価方式**」により算定。
- MVNOにおける**予見性確保、キャッシュフロー負担軽減**を図り、公正競争を確保するため、2020年度から、**合理的な予測**に基づく「**将来原価方式**」による算定とすべき。(制度の詳細は今後専門家による検討体制で集中的に議論。省令改正事項。)

「実績原価方式」(現在)

過去の実績に基づき、接続料を算定。

- ① 精算額が当年度末や翌年度末に確定するため、予見性が確保されず、原価管理に支障。
- ② 接続料の低下局面では、前々年度実績に基づく相対的に高い接続料による支払いを要し、過大なキャッシュフロー負担。



「将来原価方式」(2020年度以降)

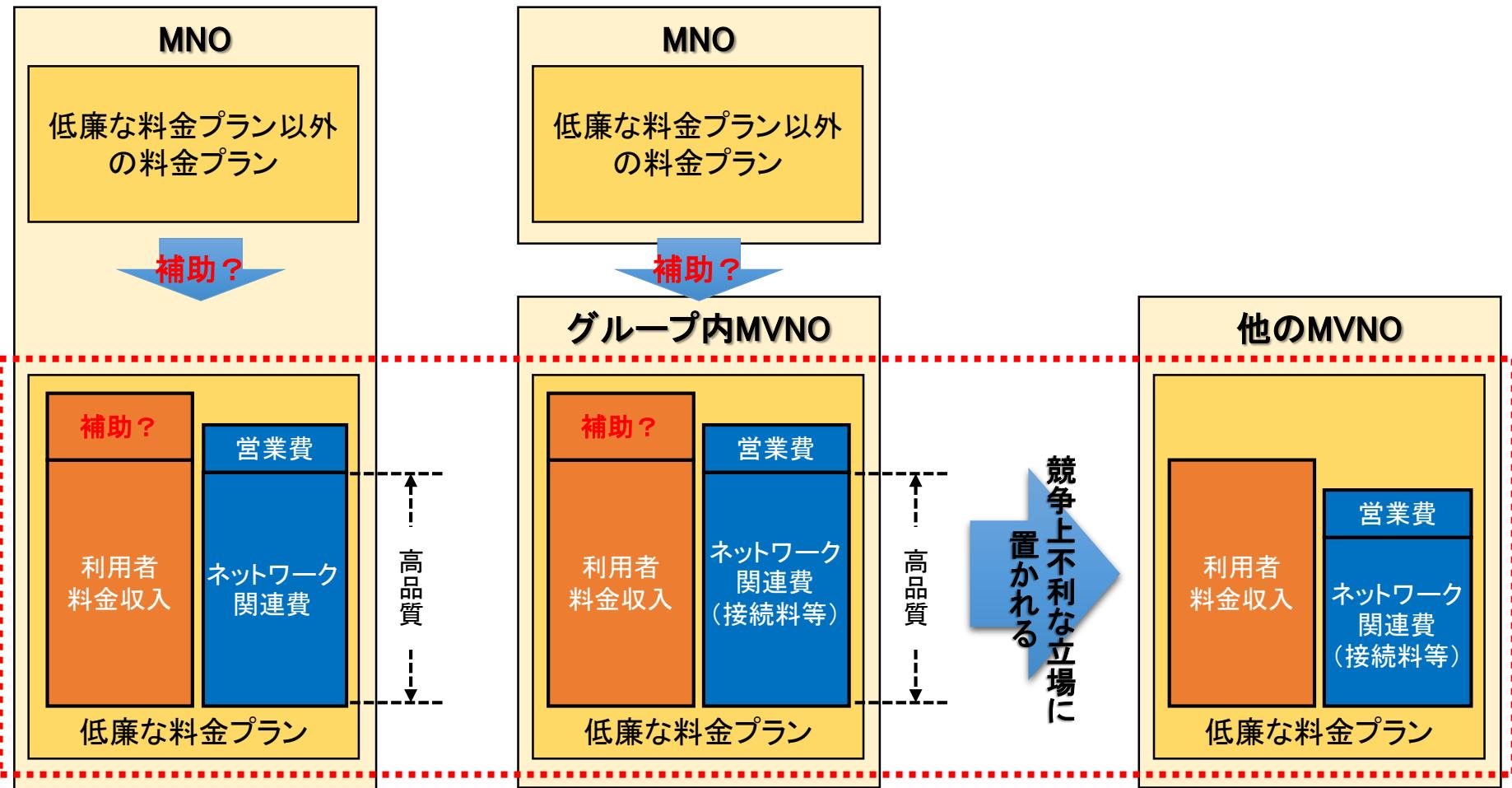
合理的な予測に基づき、单年度あるいは複数年度の接続料を算定。

- ① 当年度の接続料の予見性が確保される。
- ② 前々年度実績に基づく支払いが不要となり、キャッシュフロー負担が軽減。
- ③ 複数年度の接続料も算定される場合、予見性の一層の向上が期待。



ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証

- MNOやMNOのグループ内のMVNOにおいて、内部補助やグループ内補助がなければ赤字になるようなネットワーク関連費の支出(回線容量の確保等)が行われると、他のMVNOは競争上不利な立場に置かれる。
- ネットワーク利用の同等性の確保のため、MNOの低廉な料金プラン及びMNOのグループ内のMVNOのプランについて、**接続料等の総額と営業費相当額との合計が利用者料金収入を上回らないものであるか等についての確認**を行うことが適当。



音声卸料金の適正性の確保

- 音声卸料金は約10年に渡り見直しが行われていない例があるが、その間に、利用者料金については、定額制料金や準定額制料金の設定、料金割引の設定等が増えてきている。
- MNOが利用者に対して音声役務を提供する際の実質的な料金が音声卸料金を下回る場合には、音声役務についてMNOとMVNOとの間の公正な競争が期待できない。
- そこで、MNOに対して必要なデータの提供を求めた上で、実質的な利用者料金と音声卸料金について、両者の比較を行う等の方法により、**音声卸料金の適正性について検証**を行うことが適當。

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
2011年	12月「従量制」音声卸料金設定		
2014年	6月「定額制」利用者料金設定 「カケホーダイ」 ・ 2,700円/月で通話無料	4月「従量制」音声卸料金設定 8月「定額制」利用者料金設定 「カケホ」 ・ 2,700円/月で通話無料	7月「定額制」利用者料金設定 「スマ放題」 ・ 2,700円/月で通話無料
2015年	9月「準定額制」利用者料金設定 「カケホーダイライト」 ・ 1,700円/月で5分以内の通話無料 ・ 5分超は20円/30秒	9月「準定額制」利用者料金設定 「スーパーカケホ」 ・ 1,700円/月で5分以内の通話無料 ・ 5分超は20円/30秒	9月「準定額制」利用者料金設定 「スマ放題ライト」 ・ 1,700円/月で5分以内の通話無料 ・ 5分超は20円/30秒 10月「従量制」音声卸料金設定

※ 各社の利用者料金は、2年契約適用に係る金額を記載。

利用者料金

従量制料金、定額制料金、
準定額制料金、各種割引 等

収入を算出

検証

音声卸料金

従量制料金のみ

費用を算出

実質的な利用者料金(収入)と音声卸料金(費用)の比較等により、音声卸料金の適正性を検証。

セルラーLPWAの提供

- セルラーLPWA(※)について、MNOとMVNOとの間の公正競争が確保され、MNOだけではなくMVNOによって多様なサービスが低廉な料金で提供されるようになるためには、**MNOからMVNOに対し、セルラーLPWAが適正な料金で提供される必要がある。**

※ 低消費電力、ワイドエリアといった特長を有するIoT向けの通信サービスの提供を可能とする技術。電力、ガス、水道等のスマートメーター、各種センサー・機器の維持管理、物流等のM2M分野のほか、ウェアラブル、医療ヘルスケア等様々な分野での活用が期待されている。

- セルラーLPWAの特性が十分発揮されるネットワーク開放が適正な条件の下で早期に実現するよう確保する方策について、**専門家による検討体制により、集中的に議論を行うことが適当。**

【セルラーLPWAに係る料金・接続料設定状況】

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
セルラーLPWA専用の料金プランにおける基本料最安値 (IoT事業者向け)	※セルラーLPWA専用の料金プランを設定していない。従来のIoT用の料金プランにおける基本料最安値は400円/回線・月。	40円/回線・月 (※1) (2018年1月設定)	10円/回線・月 (※2) (2018年4月設定)
データ伝送交換機能における「回線管理機能」の接続料 (MVNO向け)	94円/回線・月	88円/回線・月	88円/回線・月

※1:契約回線数500万1回線以上、内包データ量10KBの場合。

※2:内包データ量10KB、ソフトバンクのIoTプラットフォーム(初期費用:1万円/契約、月額費用:1万円~/契約)と併用する場合。



MVNOがセルラーLPWAを低廉な料金で柔軟に提供することが困難な状況

MNOによるネットワーク提供に係るインセンティブ付与

- MNOによるMVNOに対するネットワーク提供の促進については、現状において、事業者間の競争促進、利用者利益の保護の観点のみならず、電波の公平かつ能率的な利用の確保の観点からも、①周波数割当てに係る審査、②電波の利用状況調査・評価において実施されている。
- MVNOに対するネットワーク提供は重要であり、引き続き、MNOがネットワーク提供に継続的に取り組むインセンティブを与えることが適当。

現状

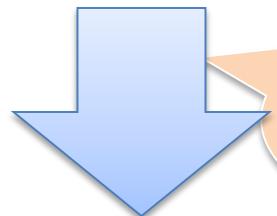
① 周波数割当てに係る審査

- よりよい計画を有する者を評価するための競願時審査において、MVNO促進に関する評価項目の配点を他の項目と比べて重み付け。
- 特に、L2接続によりMVNOへネットワーク提供を行う具体的な計画がより充実している者を評価。
- 次回の周波数割当ての審査において、MVNO 促進に関する計画の進捗状況等を評価。

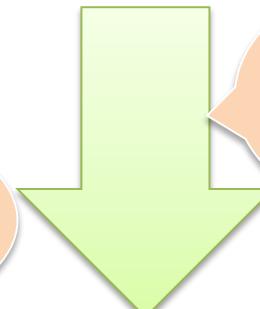
② 電波の利用状況調査・評価

- 毎年実施している移動通信システム(携帯電話・全国BWA)に係る電波の利用状況調査において、無線局の開設状況に加え、周波数の逼迫度(トラヒック)やMVNO促進の状況等について、周波数別、免許人ごとに調査・評価を実施し、公表。

今後



- 個々の配点の重み付けを行う趣旨が適切に反映されるよう配点のバランスに留意
- 多様かつ多数の者へのネットワーク提供、MVNOに対する機能開放形態など多様な要素を考慮
- 将来計画だけでなく実績も考慮



- MVNOへのネットワーク提供に資する継続的な取組が行われているかの検証等、引き続き評価・公表方法を検討

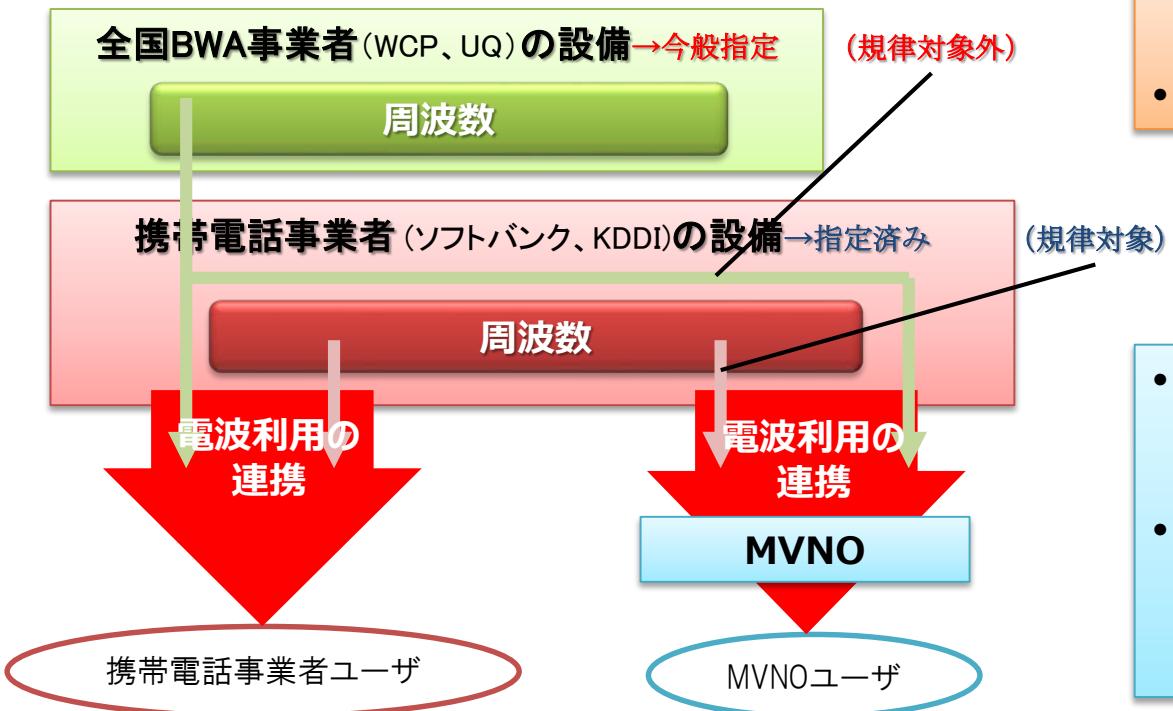
引き続き、MNOがMVNOに対するネットワーク提供に継続的に取り組むようインセンティブ付与を実施。

第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用

16

- 電気通信事業法では、端末シェアの大きいMNOが、「交渉上の優位性」を背景に、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、**設備に接続される端末のシェアが一定規模(10%)を超えるMNOに、総務大臣の指定により、接続料等についての接続約款の策定・届出義務等を課す「第二種指定電気通信設備制度」**が規定されている。
- 全国BWA事業者2社(WCP、UQ)の設置する**設備**に接続される端末のシェアが10%を超えたため、当該2社の**設備**を同制度の適用対象として指定することが適当。
※ これら2社の設備は、主に携帯電話事業者による「電波利用の連携」に利用されているところ、全国BWA事業者にも「交渉上の優位性」があると考えられるが、実態に即して必要な特例措置を講じるべき(携帯電話事業者と一体の接続料算定を可能とする等の省令改正)。

【全国BWA事業者の設備を利用した「電波利用の連携】



【指定により課される義務】

- 接続料(MVNO等が支払うネットワーク利用料)の算定の基礎となる接続会計の整理・公表
- 接続料等を記載した接続約款の策定・届出



【全国BWA事業者の設備の指定の効果】

- 全国BWA事業者によるネットワーク提供が、接続会計に基づく適正原価・適正利潤により算定された接続料により行われる。
- 一括的に接続料を算定する場合においても、そのネットワーク提供が、それぞれの接続会計に基づく適正原価・適正利潤により算定された接続料により行われる。